

これまでの新規免許・登録申請案件に係る具体的事例

1. 新規免許申請関係（外国銀行支店、外国保険会社等）

事例① 目標としていた時期に免許交付できた事例（外国銀行支店）

夏頃、外国銀行より同事務年度中に在日支店の設置にかかる免許を受けたい旨の相談があり、翌年春を目途に免許申請書類を完成させるという目標を銀行・当庁間で共有。

免許申請理由書のドラフティング中は、外国銀行、外国銀行のコンサルタント（弁護士事務所）及び当庁は3者間で連絡を密に行い、日本での営業にかかる態勢整備状況の確認・各種照会への回答を行った。ドラフティングと並行し、法令等遵守に関する業務に十分な資質経験を有する在日支店のコンプライアンス・オフィサーの採用を推奨した。

【先方への主な確認事項】

- ・ 3つの防衛線の考え方にに基づき、ビジネス部門、リスク管理部署及び内部監査・統制機能が果たすリスク管理上の役割が明確になっているか。
（注）第1の防衛線は、フロント部門が業務上の各種リスクを認識した上で自らリスク管理を行い、第2の防衛線であるリスク管理部門・コンプライアンス部門が、第1線の管理の支援と第1線による管理の実効性を検証する。さらに、第3の防衛線として内部監査部門が第1・第2の防衛線が有効に機能しているか検証・評価する考え方。
- ・ 支店経営陣等は支店業務の運営に十分な資質・経験を有するとともに、我が国法令諸規則を順守させるための支店の法令等順守態勢を確立しているか。また、コンプライアンス・オフィサーは法令等順守に関する業務に十分な資質・経験を有しているか。
- ・ マネー・ローンダリング等の組織犯罪対応等の法令等順守態勢が整備されているか。
- ・ グループ間の他の拠点への資金運用に過度に依拠することがないかなどの資金調達・運用ルート。また、在日支店の流動性リスク管理態勢が本店に過度に依存していないか。

外国銀行が在日拠点コンプライアンス・オフィサーの採用に時間を要した（申請書類完成目標の約1ヶ月前）ものの、外国銀行との議論の結果、在日支店の態勢が整備されていることが確認できたため、免許申請書類の提出を依頼。免許付与は約1ヶ月で完了した（概ね目標としていた時期に免許を交付）。

事例② 目標としていた時期に免許交付できた事例（外国保険会社等）

夏頃、日本に営業拠点のない外国保険業者より、支店を設けたい旨の相談があり、翌年春の開業に向けて免許申請書類を完成させるという目標を保険業者と当庁間で共有。

先方から提出のあった申請概要等をまとめた文書を検証した後、法令上の審査基準との適合性を確認するため、先方に対して不明点等を提示した。その主な内容は以下のとおりである。

【先方への主な確認事項】

- ・ 業務に係る収支見込みが良好であるかどうかを審査するため、事業計画（営業計画等）の内容の合理性・妥当性を検証する必要があるところ、事業計画の数値の具体的な根拠が不明確であること。
- ・ 一定の財産的基礎を有するかどうかを審査するため、免許取得後に経営の健全性を維持し得るか検証する必要があるところ、日本支店のみで健全性を維持できない事態が生じた場合における、本店からの資本注入等の支援見込みが不明確であること。

これらの確認事項等につき議論を重ねた結果、

- ・ 事業計画の数値については、具体的根拠が明らかとなる資料の提出を受けたこと
- ・ 財産的基礎については、日本支店のみで健全性を維持できない事態が生じた場合には、本店より資本注入を行う旨の明確な意思表示が得られたことから、免許申請書の提出を依頼した。

免許申請書の提出を受けた後、提出資料について補正がなかったため、約2週間後に免許を交付した（概ね目標としていた時期に免許を交付）。

2. 新規登録申請関係（資金移動業、金融商品取引業等、少額短期保険業）

事例① 法令等遵守に係る態勢整備の確認等に時間を要した事例（資金移動業）

事業者より予定しているサービスが資金移動業に該当するか問い合わせがあった。

そのため、事前相談として、事業者から申請概要等の提出を受け、当該業者の概要・サービスの概要等（資金決済法上の為替取引の該当性を含む）について説明を受け、事業者の予定しているサービスが『為替取引』に該当するか否かの検討を行った。

上記検討を行った結果、当該サービスが資金移動業に該当するため、まずは、登録申請書のドラフトを提出してもらい、申請書の記載内容に過不足がないか、会社の社内体制等が「資金決済法第40条（登録の拒否）」や「事務ガイドライン 第三分冊：金融会社関係 14. 資金移動業者関係」としての要件（「資金移動業を適正か

つ確実に遂行する体制の整備が行われているか」など)を満たしているかについて、同ガイドラインに添付の「資金移動業者登録審査事務チェックリスト」を活用し、事前審査を行った(審査基準のクリアまで約3ヶ月程度)。

なお、事前審査に当たって、事業者から社内規則の提出を受け、態勢整備の確認を行ったところ、法令等遵守(コンプライアンス)に係る態勢整備が十分ではないことや、適正な業務運営を確保するためのチェック体制が整備されていないこと等を指摘。事業者側で、社内規則の見直しや内部管理部門等の再構築に相当程度の時間を要した。見直し後の社内規則等を確認したところ、審査基準をクリアしたことから、事業者に対して登録申請書の提出を依頼した。

登録申請書の提出を受けた後、細かな語句修正等があったことから、修正を依頼し、約2ヶ月後に登録が完了した。

【先方への主な確認事項】

事務ガイドライン 第三分冊：金融会社関係 14. 資金移動業者関係

- ・ I-2-1-1 法令等遵守(コンプライアンス)態勢等
- ・ I-2-1-2 取引時確認等の措置
- ・ I-2-3-3 外部委託作成中

事例② 業務委託先の範囲の確認等に時間を要した事例(資金移動業)

海外企業より、資金移動業の登録を受けたい旨の相談があった。

海外企業に対し、①日本において資金移動業を営む場合には、日本法人を設立若しくは日本における営業拠点が必要であること、②登録審査を行う前に、事業者の予定しているサービスが『為替取引』に該当するか否か事前に確認する必要があることから、まずは、事業者の概要等について提出を求めた(説明に当たっては、日本の資金決済法令等やビジネス等に精通した法曹専門家にも相談いただきたい旨を助言)。

その後、事業者から提出を受けた申請概要等に則り、当該業者の概要・提供するサービスの概要等(資金決済法上の為替取引の該当性を含む)について説明を受け、事業者の予定しているサービスが『為替取引』に該当するか否かの検討を行った。

上記検討を行った結果、当該サービスが資金移動業に該当するため、事例④と同様に事前審査を行った。

事前審査に当たり、当局と事業者との間で必要な態勢整備(法令に規定されている業務委託先の範囲)について、海外に所在する事業者の本社のみを委託先とするのか、本社の委託先も含めて委託先とするかという点について、双方の認識に相違が生じたが、態勢整備の必要性について丁寧な議論を続けた結果、約4ヶ月を要したものの、本社の委託先も含めて委託先とするという結論で、双方で認識を一致させることができた。

登録申請書の提出を受けた後、細かな語句修正等があったことから、修正を依頼

し、約2ヶ月後に登録が完了した。

【先方への主な確認事項】

事務ガイドライン 第三分冊：金融会社関係 14. 資金移動業者関係

- ・ I-2-1-1 法令等遵守（コンプライアンス）態勢等
- ・ I-2-1-2 取引時確認等の措置
- ・ I-2-3-3 外部委託

（参考）海外企業が登録申請をする際に特に時間を要する箇所

- ・ 当該業者の取締役等（海外の者）の本国における住民票等の発行
- ・ 業務委託契約書の和訳
- ・ 海外にある本社への確認等

事例③ 人的構成が不十分であり時間を要した事例（金融商品取引業等）

法人Aが、金融商品仲介業を行うことを目的に、登録申請を行ったもの。

当社より、（当局に対する事前相談を行うことなく）登録申請書の提出があり、審査したところ、当社の代表取締役及び内部管理責任者が外務員資格を保有していないなど、金融商品取引法第66条の4第4号に定める登録拒否要件「金融商品仲介業を適確に遂行することができる知識及び経験を有しないと認められる者」に該当するものと認められた。

このため、当局から、上記の点について是正を求めたところ、内部管理責任者を外務員資格の保有者に変更するなど、是正が図られたものの、その体制整備に多くの時間を要した。

以上のことから、登録申請書の提出から登録を完了するまでに半年以上の期間を要した。

事例④ 社内規則に係る確認等に時間を要した事例（金融商品取引業等）

法人Bが、登録金融機関業務を行うことを目的に、登録申請を行ったもの。

当社は、登録申請前の事前相談の時点から、金融商品取引業協会（以下「協会」という。）に加入しない方針を固めていた。

このため、金融商品取引法第33条の5第1項第4号に定める登録拒否要件「協会に加入しない者であって、協会の定款その他の規則…に準ずる内容の社内規則…を作成していないもの又は当該社内規則を遵守する体制が整備されていないもの」の該当性について審査が必要となった。しかしながら、当局担当者において、協会規則に係る詳細な知識を持ち合わせておらず、協会規則の各条項と当社社内規則の各条項との対応関係の確認等に時間を要した（その間、各協会とも適宜打ち合わせを実施）。

このような状況の中、登録申請前の事前相談段階で、当社から各種社内規則の提出を求め、当局による審査等を行いながら、補正等を繰り返した結果、事前相談に

半年以上の期間を要した。

なお、登録申請書の提出後は、特段の問題点等はなかったことから、約1ヶ月で登録が完了した。

事例⑤ 人的構成に係る説明等に時間を要した事例（金融商品取引業等）

法人Cが、第二種金融商品取引業を行うことを目的に、登録申請を行ったもの。

当社より、登録申請前の事前相談において、申請概要等をまとめた書面の提出を受けた後、当社と面談を実施。登録審査に際して、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針V-3-1において、第二種金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成の着眼点を定めているところ、当社は『役職員のうち、その多くは非常勤である』という点について、当該監督指針の要件を充足しているかどうかの明確な説明がなかった。そのため、具体的に示すよう依頼し、業務を適確に遂行することができる体制整備を求めた。その後、当社の代理人と複数回のやり取りがあった中で、代理人が多忙であることなどを理由に、その回答に長い時で4ヶ月程度要する状況であったことから、事前相談に多大な時間を要した。

なお、登録申請書の提出後は、特段の問題点等はなかったことから、約1.5ヶ月で登録が完了した。

事例⑥ 大きな論点がなく審査が比較的スムーズであった事例（少額短期保険業）

A社より、少額短期保険業の登録を受けたい旨の相談があった。

申請概要等をまとめた文書の提出を依頼し、その内容を確認した後、主に以下の点について、詳細な内容を確認したところ、特段の大きな問題は認められなかったことから、順調に事前相談段階での審査が進み、約6ヶ月後に登録申請書の提出を依頼した。

【先方への主な確認事項】

- ・ 販売予定商品の内容について、販売予定商品は一般的なものであり特段の注意を要するものではなかった。
- ・ 事業計画について、先方は従来から他の少短業者の代理店業務を行っており、販売計画等の見通しも妥当なものと認められた。
- ・ 社内体制について、社内に保険業精通者を確保できており体制にも特段の問題が認められなかった。

登録申請書の提出を受けた後、添付資料の誤り等について修正を依頼し、約1ヶ月間の審査を経て登録を行った。

事例⑦ 途中で追加商品の相談が加わったため時間を要した事例（少額短期保険業）

B社より、少額短期保険業の登録を受けたい旨の相談があった。

申請概要等をまとめた文書の提出を依頼し、その内容を確認した後、主に以下の

点について、詳細な内容を確認した。

なお、当初は一般的な商品のみを検討しており大きな論点はなかったものの、追加的に一般的な商品とは異なるスキームの商品について相談を受けたこと等から、先方への質問事項に対する回答待ちの期間を含め、事前相談段階での審査全体として詳細な内容を確認するのに約1年4ヶ月を要した。その結果、特段の問題が認められなかったことから、登録申請書の提出を依頼した。

【先方への主な確認事項】

- ・ 販売予定商品の内容について、当初は一般的な商品のみを検討しており大きな論点はなかったものの、追加的に一般的な商品とは異なるスキームの商品について相談を受けた。そのスキームが保険金額に上限規制のある少短商品として妥当かどうか等について確認していたところ、当社都合によりこの商品にかかる相談は取り下げられた。
- ・ 事業計画について、親会社の販売実績等を基に作成したものであり、販売計画等の見通しも妥当なものと認められた。
- ・ 社内体制について、社内に保険業精通者を確保できており体制にも特段の問題が認められなかった。

登録申請書の提出を受けた後、書類の補正等を依頼し、約3ヶ月間の審査を経て登録を行った。